

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

鴻巣川島線	路線名
鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇番 五地先から同市大字箕田字竜泉寺 九七四番一地先まで	供用開始の区間
平成二十七年八月二十六日	供用開始の期日
延長四四・八六メートル	備考